

## 大学評価の体系化



## はしがき

「大学評価は何のために行うのか」。これが本書を企図した我々の共通した課題意識である。我が国で最も歴史と実績のある評価機関である大学基準協会が、なぜ今、改めてこのような問いかけをするのか、疑問に思われる関係者も少なくないと思う。しかし、大学基準協会を取り巻く評価環境の変化、時代と社会の動向を反映した新たな大学の使命の模索、そして何よりも、大学基準協会が目指す大学の質の向上と繋がる評価のあり方を、より広い視野から見つめ直すことが、大学基準協会の責任ではないかと考えたからである。

1947年、設置された大学基準協会は、設立当初、前身の大学設立基準設定協議会のチャータリング機能と高等教育の質の向上を図るアクレディテーション機能という幾分性格の異なる役割を自らに課していた。その後、1956年、大学設置基準が定められ、大学設置の法的手続きであるチャータリングは、政府機関である文部科学省(当時は文部省)の所掌することになってからは、大学基準協会の英文名でも明らかなように、アクレディテーション・アソシエーションとして機能することになった。

1956年に改訂された大学基準協会定款の第3条で、「本会は会員の自主的努力と相互援助によって我が国における大学の質的向上をはかるとともに大学教育の国際的協力に貢献することを目的とする」と規定され、具体的な事業として、大学基準の制定、適用及び改善等の事項が示された。以来、大学基準協会では、会員校の参加によって定めた大学基準が適切に守られ、大学の質が維持されているかどうかを、会員校の相互評価(ピア・レビュー)を行うという評価方法を続けてきた。

しかし、2002年、学校教育法によって自己点検・評価が義務づけられ、加えて、認証評価制度が導入され、国が認証した第三者機関による評価が求められるようになった。さらに、2003年、国公立大学の法人化に伴い、6年の業務期間に区切った業務実績評価が行われるようになっていく。いずれも大学評価という範疇の中に位置づけられているが、評価の目的・評価基準・評価方法は同じではない。

## ii はしがき

自己点検・評価と評価結果の公表は、自主・自律を標榜する大学は、絶えず自らの活動をモニタリングし、問題点や課題を明らかにし、その結果を関係者に公表すると共に、自らの責任において必要な改革・改善を行うことを求めたものである。従って、評価基準も評価方法も基本的には各大学の判断に委ねられている。

認証評価と呼ばれている第三者評価は、国により認証された評価機関が、それぞれの評価機関が定める大学基準に基づいて大学を評価するもので、具体的な評価項目は、法令等によって大学に求められている基本的な要件の遵守状況に加え、各評価機関が考える大学像をアカデミック・スタンダードとして位置づけ、その基準に合致しているかどうかを評価するための項目から構成されている。しかし、認証評価制度の導入が大学設置基準の大綱化と表裏一体であり、政府の審議会答申を評価に組み込んでいる点などから考えると、政府の関与の強い評価制度になっている。

法人評価は、国公大学の法人化を契機に導入されたもので、6年という定められた事業期間中の業務実績をあらかじめ設定された中期目標・中期計画の達成度を手掛かりに、法人の設置権限をもつ国や地方公共団体が行う評価である。大学の業務が教育研究等の活動であることから、大学評価の範疇に含まれるが、あくまでも基本は法人の評価であり、投資に見合う成果が認められるかどうかといった政策評価の色彩が濃い。

さらに、法科大学院の新設を契機に、専門分野別評価が導入されたり、大学の多様化に対応する機能別評価の可能性が検討されたり、大学の国際的競争力を高めるという政府の高等政策を反映してか、タイムズやトムソン・ロイターなどが公表する大学ランキングが市場関係者の関心を引くなど、今や大学評価は、多様化の一途を辿っているように思われる。しかし、残念ながら、大学評価の基になるはずの大学の理念や使命についての議論は必ずしも十分ではなく、「大学評価は何のために行うのか」という問いかけを回避した「理念なき評価」が一人歩きしている印象がある。

では、一体、大学の使命とは何だろうか。一般には、教育と研究と社会貢献と言われているが、大学の伝統や設置形態等によって、自ずと力点の置

き方に違いが生じるのは当然である。旧制大学の流れを汲む研究大学を指向する大学では、学術研究の推進とエリート教育を大学の使命と考えるヤスパース型の大学論を是とする傾向が強く、新制大学の多くは、多数の平均的学生の教育に主眼を置くオルテガ型の大学論が中心で、その内容は、よき市民の育成を目指すリベラル教育と専門への基礎としてのジェネラル教育を合体したアメリカをモデルとしたものになっている。

しかし、多くの大学にあっては、教員は自らを研究者として意識する傾向があることは否めない事実であり、専門分野を教授することが自分の役割だと考える傾向が強い。大衆化時代にあっても、ヤスパース型の大学論からオルテガ型の大学への転換に踏み切れないのは、案外このあたりに原因がある気がする。いずれにせよ、それぞれの大学が自らの理念や使命を実体のあるものにするためには、理念や使命の再確認を行った上で、運営方針、教育研究組織、教員の意識、学生の期待、授業の内容と方法が、相互に有機的な関連性をもっていることが強く求められる。機関別認証評価を行う評価機関は、この点に評価の焦点を置くことが重要であろう。

評価は価値判断であり、価値が判断の基準である。評価は一定の価値を前提として、それを基準として、事象や事象間の相互関係や経過が、その基準をどれだけ実現しているかという「価値合理性」に立脚している。従って、大学評価を行うためには、前提となる大学の理念や使命が明確でなければならない。大学の個性や特徴は、まず自らが掲げる使命や目的に現れるべきものであり、個性に応じた評価とは、その大学の使命や目的の顕現化の程度を評価できるものでなければならない。果たして現在の大学評価は、そのようになっているのだろうか、評価の意味と目的を大学と評価機関は本当に共有しているのだろうか、評価のための評価になってはいないだろうか。大学評価の国際的な動向をも視野に入れ、もう一度、我々は大学評価の意味を問い直す必要があると考えている。

本書は、大学基準協会が公表した「大学評価論の体系化に関する調査研究報告書」(2015年12月)のうちの、第三部・アンケート及び海外訪問調査報告

の部分を除いて構成したものである。刊行の体裁は異なるものの内容的には同じものである。この間、報告書の内容を大きく変更する必要のある状況変化はないという認識から、あえて、このような刊行様式を採った。また、多数の執筆者が関わっているため、原稿脱稿時期に違いがあり、内容の統一性に関しては、かなり問題があることは自認している。しかし、第3期の認証評価機関を迎えるにあたり、速やかな刊行が求められているため、このような次第となった点をご理解頂き、関係者の清鑑を乞いたい。

2016年9月

公益財団法人大学基準協会

高等教育のあり方研究会

大学評価理論の体系化に向けた調査研究部会

部会長 生和秀敏

## 目次／大学評価の体系化

序章	生和 秀敏	3
<b>第一部 大学評価の背景と現状</b>		<b>9</b>
<b>第1章 大学論の変遷と展開</b>		<b>11</b>
第1節 大学とは何か—その理念と使命—	有本 章	12
第2節 新制大学の大学像	寺崎 昌男	28
第3節 大学の展開と課題—ユネスコ高等教育世界宣言—	生和 秀敏	41
<b>第2章 大学改革の方向</b>		<b>51</b>
第1節 審議会答申の概要	生和 秀敏	52
第2節 大学の国際化対応	大森 不二雄	62
第3節 地域社会における大学の役割	稲永 由紀	82
第4節 高等教育政策の動向と課題	生和 秀敏	92
<b>第3章 大学評価の歴史的展開</b>		<b>103</b>
第1節 アメリカのアクレディテーションの歴史	前田 早苗	104
第2節 イギリスの大学評価について —高等教育の一元化以降の教育評価の変遷—	工藤 潤	115
第3節 日本の大学評価の歴史	前田 早苗	128
<b>第4章 大学評価の制度化</b>		<b>143</b>
第1節 大学設置基準の成立と大学設置認可制度	早田 幸政	144
第2節 認証評価制度の制度的特質	早田 幸政	154
<b>第5章 大学評価の国際的動向</b>		<b>163</b>
第1節 国境を越えた高等教育質保証ネットワークの進展 —INQAAHEを中心に—	堀井 祐介	164
第2節 ヨーロッパにおける地域規模の動向 ・European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)	堀井 祐介	170

vi 目次

・ European Consortium for Accreditation (ECA) .....	堀井 祐介	178
・ European Quality Assurance Register for Higher Education (EQAR) .....	大佐古 紀雄	184
第3節 各国における大学評価の動向		
・ ドイツ .....	木戸 裕	190
・ フランス .....	大場 淳	198
・ オランダ .....	大場 淳	202
・ 北欧諸国 .....	堀井 祐介	207
・ アメリカ合衆国 .....	前田 早苗	221
・ ラテンアメリカ諸国 .....	斉藤 泰雄	232
・ 中国 .....	黄 福涛	237
・ 韓国 .....	渡辺 達雄	243
・ オーストラリア .....	杉本 和弘	248
第4節 国際的共通性と地域的特異性 .....	大場 淳	256

**第二部 大学評価の体系化に向けて**

271

第1章 大学評価論の理解 .....	273	
第1節 大学評価論の枠組み .....	生和 秀敏	274
第2節 大学評価論の諸相 .....	生和 秀敏	283
第3節 大学評価のPDCAモデル .....	生和 秀敏	291
第2章 大学評価の展開 .....	303	
第1節 プロセス・アウトカム重視の評価 .....	杉谷 祐美子	304
第2節 大学の個性的発展を促す評価 .....	生和 秀敏	332
第3節 ステークホルダーに対応した評価 ー多様な大学への期待、市場価値のある評価情報ー	堀井 祐介	340
第4節 評価方法の改善 .....	和賀 崇	347
第5節 教育プログラムの評価 .....	生和 秀敏	361
第6節 内部質保証システムを支えるIR機能 .....	鳥居 朋子	372
終章 調査研究の総括 .....	生和 秀敏	385





JUAA 選書 第15巻

**大学評価の体系化**

2016年10月20日 初版 第1刷発行

[検印省略]

定価はカバーに表示してあります。

編者◎生和秀敏・大学基準協会／発行者：下田勝司 装丁：桂川 潤 印刷・製本／中央精版印刷

東京都文京区向丘1-20-6 郵便振替00110-6-37828  
〒113-0023 TEL (03)3818-5521 FAX (03)3818-5514

発行所  
株式会社 東信堂

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.  
1-20-6, Mukougaoka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023, Japan  
E-mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1390-2 C3037 © Japan University Accreditation Association, 2016